

白子町監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、白子町職員措置請求について、監査した結果を次のとおり公表します。

令和7年12月19日

白子町監査委員 地引久貴

白子町監査委員 大多和秀一

記

第1 請求人

（白子町在住者）

第2 請求の内容

請求人から令和7年10月22日に提出された白子町職員措置請求書及びその事実を証する書面の内容をまとめると以下のとおりである。

（令和7年10月22日白子町職員措置請求書）

第1 請求の要旨

1 請求の趣旨

（1）白子町長（略）（以下、「町長」という。）は、白子町監査委員事務部局長（A）（以下、「当該職員」という。）に対し、白子町職員の懲戒処分等の基準に関する規程第5条（5）に基づく懲戒処分（免職又は停職）を速やかに実施せよ。

（2）町長は、当該職員に対する懲戒処分を怠ったことにより白子町（以下、「町」という。）が被った財政上の損害として、令和7年1月20日以降現在まで支払い続けている給与相当額及びこれに対する各支払日から完済まで年3%の割合による遅延損害金の返還を当該職員に請求せよ。

（3）町長は、町に対し、前項の財政損失相当額及びこれに対する各支払日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

との措置を講じることを求める。

第2 請求の原因

1 本件措置請求の概要

本件措置請求は、監査委員事務部局長兼議会事務局長の職にある当該職員が、住民監査請求の審理過程において監査対象者に対し質問事項を事前に漏洩し、かつ回答例まで提供するという、監査制度の根幹を揺るがす重大な秘密漏洩行為を行ったにもかかわらず、町長が合理的な理由なく懲戒処分を怠り続けている

ことについて、適切な懲戒処分の実施及び処分を怠ったことによる財政損失の補填を求めるものである。

2 住民監査請求と情報漏洩の経緯

(1) 住民監査請求の実施

請求者は、令和6年3月22日、町有地の不法占拠かつ使用料未請求の事案について、地方自治法第242条に基づく住民監査請求を行った。

(2) 監査過程における意見陳述

上記監査請求に関し、不法占拠者に対する意見陳述の機会が設けられた際、当該職員は監査委員事務部局長として監査事務を統括する立場にあった。

(3) 情報漏洩の発覚

令和7年1月20日に、町が原告となって提訴している民事訴訟において、被告である不法占拠者から提出された証拠により、当該職員が意見陳述に先立ち、監査委員が不法占拠者に対して行う予定の質問事項を事前に漏洩し、さらに被告に有利となるよう配慮した詳細な回答例まで提供していたことが判明した。

3 当該職員の職責と秘密漏洩行為の重大性

(1) 監査委員事務部局長としての職責

当該職員は、監査委員事務部局長として住民監査請求制度の適正な運営に関する事務を統括する重要な職責を担っており、監査の公正性・中立性を確保する義務を負っている。

(2) 秘密漏洩行為の内容と重大性

ア 質問事項の完全一致レベルでの事前漏洩

当該職員が漏洩した質問事項は、実際に監査委員が行った質問とほぼ完全に一致しており、偶然の一致では説明のつかない情報漏洩であることが明らかである（甲2号証）。

イ 被告に有利な回答例の提供

単なる質問事項の漏洩にとどまらず、被告が不利になりそうな回答については当該職員が回答例を提供するなど、監査対象者に対して明確に便宜を図る行為を行った。

ウ 監査制度に対する重大な支障

これらの行為により、住民監査請求制度の公正性・信頼性は根本から損なわれ、住民の監査請求権の実効的保障が阻害された。

エ 過去の監査請求案件における調査不実施

本件を受け、（略）は、過去の監査請求においても、監査対象者に対する事前の情報漏洩や便宜供与があった可能性を指摘し、町長に対して再三にわたり調査を求めてきた。

しかしながら町長は、過去同様の行為が行われていたかについて「把握していません」と回答する一方で、その後、「過去の執行状況から適正に執行されたと認識している」等と述べ、合理的な理由を示すことなく、いずれの指摘に対しても調査を行わない姿勢を取り続けている。

こうした対応から、町長をはじめ町執行部には反省の姿勢が見られず、自浄作用が働いていないことが明らかとなつたことから、やむを得ず改めて監査請求を行うに至つたものである。

4 懲戒処分基準への該当性

(1) 白子町職員の懲戒処分等の基準に関する規程第5条(5)は、「職務上知り得た秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員」について「免職又は停職」の処分を行うものと極めて重い処分を規定している。

本件における当該職員の行為は、以下の要件をすべて充足している。

- ①職務上知り得た秘密：監査委員の質問事項という監査事務上の機密情報
- ②故意の漏洩：質問事項をほぼそのまま事前提供し、模範解答まで作成
- ③公務運営への重大な支障：住民監査請求制度の信頼性失墜と機能不全

5 町長による懲戒処分の不履行

(1) 処分を怠る不合理な理由

町長は、(略)からの公開質問状に対し、裁判内容に関係ないことを認めながら、極めて抽象的な訴訟結果への影響を理由として当該職員の懲戒処分を行わない旨回答している。

しかし、情報漏洩という客観的事実は既に裁判資料により明らかとなっており、懲戒処分の実施が裁判の帰趨に影響を与えることはなく、民事責任と懲戒処分の実施は法的に別個の問題であり、上記理由は合理性を欠く。

(2) 他の職員との処分格差

町は、業務外でのインターネット閲覧を勤務時間の7割以上にわたって行った白子町地域プロジェクトマネージャーに対しては停職1か月の処分を行っているところ、監査制度の根幹を揺るがす重大な情報漏洩行為を行った当該職員を処分しないことは、明らかに処分の均衡を失している。

6 財政損失の発生

(1) 処分による給与削減効果

白子町職員の懲戒処分等の基準に関する規程により、当該職員は「免職又は停職」の処分を受けるべきところ、仮に停職1か月の処分を受けていれば、その期間中の給与支払いを停止することができた。

当該職員の月額給与は40万円を超えるものと推定され、適切に処分していれば少なくとも月額40万円相当の財政支出を節約できたはずである。

(2) 繙続的な財政負担

令和7年1月20日に情報漏洩の事実が判明してから現在まで、町長が懲戒処分を怠り続けていることにより、本来であれば支払う必要のない給与を継続して支払っており、その累計額は相当な金額に達している。

7 怠る事実の違法性

地方公共団体の長は、職員の服務を監督し、適切な人事管理を行う職務上の義務を負っている。

町長が、明確な懲戒処分基準に該当する重大な非違行為があったにもかか

わらず、合理的理由なく処分を怠り続けることは、財産の管理を怠る事実として地方自治法第242条第1項の住民監査請求の対象となる。

8 遅延損害金について

町長が適切に懲戒処分を行わないことにより町が被った財政損失については、各給与支払日から返還完了まで、民法所定の法定利率（年3%）による遅延損害金を加算して請求すべきである。

9 結論

前記のとおり、当該職員に対する懲戒処分の不履行は、白子町の明確な処分基準に違反し、かつ町に継続的な財政損失をもたらしている違法な怠る事実である。

よって、請求者は、白子町監査委員に対し、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、町長による本件怠る事実に係る上記請求につき厳正な措置を求める。

10 補足

(1) 措置請求における判断基準時点について

住民監査請求の監査は、措置請求時点の事実関係を基準として行うべきである。

この点、措置請求者が過去に行った措置請求結果（令和3年白子町監査委員告示第3号）では、措置請求後に町が是正措置を講じたことを理由として請求を棄却する判断がなされた。しかし、措置請求後のは正は措置請求時点での違法性・不当性の判断に影響を与えるべきではない。

仮にこのような判断を認めるならば、行政にとって都合の悪い措置請求については、措置請求後、監査結果前に事後的な是正措置を講じることにより、すべて棄却することが可能となってしまう。

しかし、これは住民監査請求制度を形骸化させる極めて不当な解釈である。

したがって、本件措置請求について、仮に請求後に町が何らかのは正措置を講じたとしても、措置請求時点における違法性・不当性は厳然として存在する事実であり、監査委員はこれを適切に認定すべきである。

住民監査請求制度の実効性確保のため、措置請求時点での事実関係に基づく厳正な判断を強く求める。

(添付されている事実証明書)

(令和7年10月22日白子町職員措置請求書) <添付省略>

- 1 甲1号証 情報漏洩に係る裁判資料抜粋<添付省略>
- 2 甲2号証 公開質問状及び町長からの回答 4件<添付省略>
- 3 甲3号証 白子町地域プロジェクトマネージャーに対する処分内容<添付省略>

第3 請求の受理

令和7年10月22日に受付した「白子町職員措置請求書」による住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）については、地方自治法（以下「法」

という。) 第242条第1項に基づく要件を具備しているものと認め、令和7年10月30日付で受理した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

本件監査請求の要旨及び請求する措置並びに事実を証する書面から、当該職員の重大な秘密漏洩行為に対し、町長が合理的理由なく適切な懲戒処分を怠ったことが、法第242条第1項に規定する違法又は不当に「財産の管理を怠る事実」に該当し、町に損害を与えていたか否かを監査対象事項とした。

2 監査対象部署

町総務課

3 監査の期間

令和7年10月22日から令和7年12月19日まで

4 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第7項に規定する請求人からの証拠の提出については、令和7年10月22日に提出された。なお、請求人の陳述については、令和7年11月14日に実施した。

5 関係職員の調査

(1) 関係職員の調査

監査対象部署に関係書類の提出を求め、令和7年11月25日に白子町監査委員事務部局書記の(A)、令和7年11月26日に総務課長、総務課長補佐から事情聴取を行った。なお、その際に関係書類である令和7年11月26日実施白監第45号分に関する意見聴取資料(総務課)が提出された。

(2) 調査の要旨

関係書類の確認、精査及び関係職員の事情聴取を行い、本件監査請求に係る財産の管理を怠る事実の有無について調査する。

6 補助職員の交替

監査に関する担当書記について、監査の公正性確保の観点から補助職員の交替を実施。令和7年11月4日に事務分担を変更。

第5 監査の結果

1 事実の確認

監査対象事項に関し、請求人から提出された本件監査請求及び関係職員の調査並びに提出された書類、また、これらに係る法令等から、次の事実を確認した。

(1) これまでの経緯について

請求人が、令和6年3月22日に提起(令和6年3月29日付け白監第36号で受理)した住民監査請求に関し、不法占拠者に対する意見陳述の機会が設けられた際、当該職員は監査委員事務部局書記として監査事務に携わっていた。

令和7年1月20日に、町が原告となって提訴している民事訴訟において、被告である不法占拠者から提出された証拠により、当該職員が意見陳述に先立ち、監査委員が不法占拠者に対して行う予定の想定問答等を事前に被告へ書面をもって提供していた。

当該職員が提供した想定問答等は、監査委員が行った質問とほぼ一致していた。

なお、白子町監査委員事務部局には事務部局長なる職は存在しない。当該職員の職名は書記である。

(2) 当該職員の職責等について

当該職員は、監査委員事務部局の書記として監査委員の職務に関する事務を担っており、監査の公正性・中立性を確保する義務を負っている。

過去において、同様の行為（想定問答等の提供）があったかは確認できていない。

(3) 懲戒処分の不履行について

これまでのところ、町長による当該職員への懲戒処分は行われていない。

2 監査委員の判断

法第242条に定める住民監査請求は、当該普通地方公共団体の長について、違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるとときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができるものであり、これらは財務会計上の行為又は怠る事実としての性質を有するものである。

(1) 懲戒処分について

請求人は、町長は当該職員に対し白子町職員の懲戒処分等の基準に関する規程第5条（5）に基づく懲戒処分（免職又は停職）を速やかに実施せよ、と主張する。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定等により、地方公務員に対する懲戒処分は規定されている。懲戒処分とは、地方公務員としてふさわしくない非行がある場合等に、その責任を確認し、公務員関係の秩序を維持するため対象者へ科される制裁である。

また、職員に法令違反、職務上の義務違反など一定の懲戒事由があった場合に懲戒処分をすると能够すると定めているが、懲戒処分をすべきかどうか、また、懲戒処分をするときにいかなる処分を選択すべきかについては、平等取扱の原則、公正であるべきことを定めている以外には具体的な基準は定めていない。

本件の場合、当該職員に対する懲戒処分を行うに当たって、町長は、懲戒事由に該当すると認められる行為の原因、動機、性質、態様、結果、影響等のほか、当該公務員の当該行為の前後における態度、懲戒処分等の処分歴、

選択する処分が他の公務員および社会に与える影響等、諸般の事情を考慮して、懲戒処分をすべきかどうか、また、懲戒処分をする場合にいかなる処分を選択すべきか、を決定することができるものと考えられるのであるが、その判断は、上述のような広範な事情を総合的に考慮してされるものであり、町長の裁量に任されていると解される。

よって、懲戒処分を実施しないことは、財務会計上の行為又は怠る事実とはみなせず、請求人の主張は認められない。

(2) 当該職員への財政上の損害請求について

請求人は、町長は当該職員に対する懲戒処分を怠ったことにより町が被った財政上の損害として、令和7年1月20日以降現在まで支払い続けている給与相当額及びこれに対する各支払日から完済まで年3%の割合による遅延損害金の返還を当該職員に請求せよ、と主張する。

懲戒処分については前述のとおり町長の裁量に任されていると解されるが、懲戒処分を怠ったことにより町が被る可能性のある財政上の損害があるかを検証する。

白子町職員の懲戒処分等の基準に関する規程第3条には、懲戒処分等の種類が規定されており、懲戒処分として①免職②停職③減給④戒告、懲戒処分に該当しない指導上の措置として①訓告②厳重注意③口頭注意、がある。

上記(1)のとおり、当該職員の懲戒処分については町長の裁量に任せていると解されるため、懲戒処分等の種類や量定を監査委員が推し量ることは出来ない。

また、同様に懲戒処分の結果による町が被った財政上の損害を実額として推計することも出来ない。

これは、懲戒処分が実施され初めて確定する時点が存在するためである。請求人も指摘しているとおり、令和7年1月20日以降現在まで支払い続けている給与相当額及びこれに対する各支払日から完済まで年3%の割合による遅延損害金を算定するにも、懲戒処分等の種類や量定及び基準時点が不明確なままでは損害の有無を確定することが不可能だからである。

よって、現時点で明確な町の損害を認定することが出来ず、請求人の主張は認められない。

(3) 町長への財政損失相当額等の請求について

請求人は、町長は町に対し前項の財政損失相当額及びこれに対する各支払日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え、と主張する。

しかしながら、上記(2)のとおり現時点で明確な町の損害を認定することが出来ず、請求人の主張は認められない。

3 結論

以上により、財務会計上の違法もしくは不当性等は認められなかつたことから、請求人の主張には理由がないと判断し請求を棄却する。

4 意見

本件審査にあたり、今後における行政事務の適正な執行のため、次のとおり意見を述べることとする。

本件については、財務会計上の違法もしくは不当性等は認められなかつたことから、請求人の主張には理由がないと判断し請求を棄却した。

しかし、当該職員への厳正な懲戒処分については、迅速な対応を強く要望するものである。

取られていないことは、町民の信頼を損なう行為であり誠に遺憾である。

また、本件のような疑義を招いたことは町としても重く受け止めなければならないと思料する。

昨今の経済情勢や高齢化等により行政に対する期待は高くなっているが、それゆえ行政や町職員に対する町民の目は厳しさを増してきており、町職員の懲戒処分に対する意識の変容も感じている。

二重三重のチェックを機能させる等日々の業務・事務を再確認し、町長を含む全ての関係者がコンプライアンス意識を徹底し、町民から不信を抱かれることのないよう職員一人ひとりが規律の保持に努め、町民の期待に応えるよう一層努力する必要がある。

以上